

施設使用料を改定します

【担当課】 財政課 ☎5654-8119

区では、集会施設などさまざまな施設を運営し、多くの区民の皆さんに利用していただいています。施設の運営費の一部となる施設使用料は、社会情勢の変化や維持管理の見直しなどを反映させた形で、4年ごとの定期的な見直しを行っています。改定に当たっては、施設の維持管理経費などを基に、一定の原価計算を行っています。

利用者の方の急激な負担増にならないよう配慮しました

現行料金から新料金への改定率の上限を、原則として1.3倍とするなど必要な調整を行いました。

改定後の新料金の適用時期

- 新小岩創業支援施設使用料(駐車場)と区民農園使用料
【適用時期】平成28年4月1日以降の施設利用分から
ただし、利用日が4月1日以降でも、3月31日までに使用承認の手続きを済ませたものは、改定前の使用料を適用します。
- 上記以外の施設使用料
【適用時期】平成28年10月1日以降の施設利用分から

今後もサービス向上に努めます

今回の見直しでは、午後の使用区分を午後(1)、午後(2)へ細分化するとともに、通しで利用できる午後(全)の区分を設けました。区民の皆さんに親しまれる施設として、一層のサービス向上に努めます。改定へのご理解とご協力をお願いします。

各施設使用料の新旧対照表(主な使用区分を抜粋) この他の施設使用料については、各施設にお問い合わせください。区ホームページからもご覧になれます。単位は円表記です

平成28年4月1日以降の施設利用分から適用				
新小岩創業支援施設		使用区分	新料金	旧料金
駐車場	月額		8,600	8,100
区民農園		使用区分	新料金	旧料金
区民農園	月額		900	700
平成28年10月1日以降の施設利用分から適用				
金町地区センター		使用区分	新料金	旧料金
ホール	平日の夜間(午後6~9時)		5,900	6,300
	土・日曜日、祝日の全日(午前9時~午後9時)		15,200	16,300
会議室	午前(午前9時~正午)		600	500
	午後(1)(午後1~3時)		350	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		350	-
	夜間(午後6~9時)		900	800
全日(午前9時~午後9時)		1,800	1,700	
水元集い交流館		使用区分	新料金	旧料金
会議室	午後(午後1~5時)		1,000	900
たつみ憩い交流館		使用区分	新料金	旧料金
大広間	全日(午前9時~午後9時)		800	1,000
亀有学び交流館		使用区分	新料金	旧料金
スポーツ室	午前(午前9時~正午)		1,200	900
	午後(1)(午後1~3時)		650	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		650	-
	夜間(午後6~9時)		1,700	1,800
	全日(午前9時~午後9時)		3,400	3,300
男女平等推進センター		使用区分	新料金	旧料金
多目的ホール	午後(1)(午後1~3時)		1,400	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		1,400	-
	全日(午前9時~午後9時30分)		6,300	5,600
消費生活センター		使用区分	新料金	旧料金
消費者学習室	午後(1)(午後1~3時)		250	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		250	-
	夜間(午後6時~9時30分)		600	700
勤労福祉会館		使用区分	新料金	旧料金
卓球室(貸切)	午後(1)(午後1~3時)		650	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		650	-
	全日(午前9時~午後9時30分)		3,600	3,400
かつしかボランティアセンター		使用区分	新料金	旧料金
活動室	午後(1)(午後1~3時)		300	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		300	-
	夜間(午後6時~9時30分)		700	800
かつしかエコライフプラザ		使用区分	新料金	旧料金
研修室	午前(午前9時~正午)		600	500
	午後(1)(午後1~3時)		450	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		450	-
郷土と天文の博物館		使用区分	新料金	旧料金
講堂	午後(1)(午後1~3時)		1,400	-
	午後(2)(午後3時30分~5時30分)		1,400	-
	夜間(午後6~9時)		2,900	3,100

※午後の使用区分を細分化する施設は、午後を通して利用できる午後(全)もあります。時間は午後(1)の始まりから午後(2)の終わりまでで、料金は午後(1)と午後(2)を合算した金額となります。

かつしかの暮らしと文化

猿俣とはじき猿

平成28年は申年です。申は猿と同意語とされ、おり、「猿」にまつわる葛飾の話を紹介します。

現在の水元地域には鎌倉時代に「猿俣」と呼ばれた地名がありました。江戸時代には「猿ヶ俣村」「猿ヶ又村」と表記され、明治22年に「水元村」に統合されます。昭和7年に「水元猿町」として復活しますが、昭和38、56年に行われた住居表示によって、西水元・水元などの地域に分割され、現在に至ります。

「猿俣」の「俣」については、川が分流したり合流したりする三叉状の場所を表しています。「猿」については定かなことは伝わっていませんが、かつて水元公園内の山王台に日枝神社が鎮座していたことが注目されます。猿は昔から山王信仰と深く関わり、神の使いで神聖な存在として崇められていたことから、土地の状況(俣と信仰)猿とが結び付いた地名だと考えられます。

また、柴又の帝釈天題経寺でも神様の使いの猿の彫刻が多く飾られています。

ます。帝釈天題経寺では、日蓮上人が自ら彫ったといわれる板本尊が「庚申」の日に発見されて縁日となり、「庚申」にあやかって猿が神様の使いとして尊ばれてきました。

その神様の使いの猿をモチーフにした柴又の郷土玩具に「はじき猿」があります。製作販売している柴又帝釈天参道の園田彫刻店では、90年程前から「はじき猿」を作り始めました。猿や竹の細工、帝釈天の紋である雷菱まで全て手作り、一日五本しか作られない手の込んだ物です。

「はじき猿」は「厄を弾く」という厄除けの縁起物として、帝釈天題経寺にちなんだ柴又土産として知られています。旧年の厄を落としたい方は、新年の柴又詣での帰りに「はじき猿」を買い求め、猿を弾いてみてはいかがでしょうか。

(郷土と天文の博物館)



厄除けの縁起物である「はじき猿」

広告 内容については広告主にお問い合わせください。

第20回 区民のための健康増進講演会

みんなで作ろう健康かつしか

「自分の健康は自分で守る」

●日時 平成28年3月12日(土) 午後2時~3時30分

●会場 葛飾区医師会館 3階
葛飾区立石5-15-12 電話(03)3691-8536
定員150名 入場無料・予約不要
※車での会場はご遠慮ください。

【講演】 糖尿病:予防と治療の基礎知識 ~なぜ怖い?どうしたらよい?~

【講師】 千葉大学大学院 医学研究院細胞治療内科学講座 教授 横手幸太郎 先生

午後2時から 木管五重奏の演奏があります

主催 葛飾区医師会 (Tel 3691-8536) 後援 葛飾区

平成28年度の住民税に適用される主な税制改正

【担当課】 税務課 ☎(5654)8550

住宅借入金等特別税額控除の延長

住民税における住宅借入金等特別税額控除について、居住年月日の適用期限が平成29年12月31日から平成31年6月30日に延長されました。

公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成25年度税制改正で、年間の徴収税額の平準化

を図るため、仮特別徴収税額(仮徴収税額)を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の2分の1に相当する額とする」とこととされました。

※本改正は、仮特別徴収税額(仮徴収税額)の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減を生じさせるものではありません。